

## 近代都市計画とパリ都市改造

1. はじめに
2. オスマン没後百年とパリ改造研究
3. 伝統的公用収用と1852年のデクレ
4. おわりにーパリ改造と現代

羽 貝 正 美\*

### 要 約

本稿は近代都市計画の先駆として19世紀以降の世界の諸都市に様々な影響を及ぼしたパリ都市改造に素材を求め、その歴史的意義を再考することを課題とする。はじめに、近年のフランスの都市研究の特質を検討し、その中に、パリ改造研究の新しい視点を探ってみたい。その上で、パリ改造推進の最も重要な法的手段であった公用収用権限、超過収用、地帯収用制度に焦点を合わせ、その導入の背景を考察する。具体的には、1840年代の都市状況とこれらの実施をめぐる議論を検討し、こうした制度が導入されるに至った多様な要因を整理したのち、1852年3月26日のパリの街路に関するデクレの意義を検討する。最後にこのデクレの斬新性と限界とに注目し、近代都市計画の先駆としてのパリ改造の歴史的意味、その二面性を再考する。

### 1. はじめに

1991年は、フランスにおける都市計画行政の展開を回顧するうえでひとつの節目となる年であった。というのも、今日のパリとこれを核とするパリ首都圏の、都市居住環境の基礎を築いた第一の主体たる当時のセーヌ県知事、ジョルジュ・ウジェーヌ・オスマン (Georges-Eugène Haussmann : 1809-1891、但しセーヌ県知事としての在任期間は1853年6月〈44歳〉から1870年1月〈60歳〉まで) が、1891年1月11日、パリ8区のマドレーヌ寺院に近いボワシィ・ダングラ街 (12, rue Boissy-d'Anglas) の自宅で81歳の生涯を閉じてから、

ちょうど1世紀の時が流れたことになるからである<sup>1)</sup>。オスマンの長逝は、彼がパリ改造のプロセスとその成果を、官僚としての、その歴々たる自負心から、と同時に、いささかの弁明の心情をもって自ら明らかにしようとした『回想録』(Mémoires 1890) 第3巻の校正に取り掛かっていた時期のことであり、妻のオクタヴィ (Octavie de Laharpe : 1807-1890) の死からわずか18日後のことであった。パリ改造の総決算をし、その幕を自ら引いた後の死であったとあってよい。オスマンの伝記作者ジャン・デ・カールが指摘するように、81年のその生涯は、ある意味で、文字どおり19世紀という1世紀そのものを象徴するものといっても過言ではないであろう<sup>2)</sup>。

\*新潟大学法学部

では、19世紀という時代とは、また、その中で  
のパリ改造とは、どのようなものであったのだろ  
うか。また、それは今日の都市計画にとっていか  
なる意味を有するものであろうか。

本稿は、都市計画行政史上、「近代都市計画の  
先駆」として位置付けられる第二帝政期のパリ改  
造に素材を求め、都市政策におけるその今日的意  
義を考察することを課題とする。具体的には、ま  
ず、オスマン没後百年を節目として、それに前後  
して公刊されたフランス都市研究の成果を手がかり  
に近年の研究動向と特質を整理する。その上で、  
パリ改造による都市空間再編の決定的な手法とな  
った1852年のデクレに焦点を合わせることによって、  
パリ改造のもつ「近代」の意味を再考することを  
試みるものである<sup>3)</sup>。

## 2. オスマン没後百年とパリ改造研究

### 2.1 改造の概要

まず、パリ改造の成果と時代背景とを概観して  
おきたい。(帝政初期段階から末期へ、さらに第  
三共和政初期にいたるパリの街区と道路網の変化  
については、図1～3を参照されたい。)

先に言及したとおり、オスマンの生涯と官僚と  
してのそのキャリアは、まさに19世紀という時代  
にぴったりと重なるものであった。

では、19世紀とはいかなる時代だったのであ  
ろうか。工学や建築といった分野を一瞥しようとす  
るならば、ヴァルター・ベンヤミンの『パサージュ  
論』がただちに想起される。産業革命の進展と新  
しい技術の開発と応用、鉄やガラスなどの資材を  
豊富に用いた新たな建築様式の出現が現実のもの  
となった時代であった<sup>4)</sup>。また、政治や経済に視  
点を移すならば、社会主義や民主主義、あるいは  
自由主義といった、社会の根底を支え、その発展  
の方向を左右する価値基準・イデオロギーが、経  
済全般の発展が肯定的に捉えられる状況にあって、  
厳しく、時には実力行使をもって対峙する時代で  
あったことに、改めて注目せざるをえない。そし  
て、都市社会もまた、一方で、こうした資本主義

の進展のなかから生み出された大量の新しい社会  
階層、すなわち無数の無産階級と新興ブルジョア  
層に正面から向き合い、他方で、治安、住宅、衛  
生といった従来にもまして深刻化した都市問題・  
資本主義の矛盾を抱えて、大きく変容することを  
余儀なくされていた。

皇帝ナポレオン三世の率いる第二帝政期(1852  
-1870)のパリ改造の舞台は、まさにこのような不  
安定な時代状況そのものに他ならない。そして、  
第二帝政という政治体制が自己の権力の正当性の  
基盤を形成する上で依拠しなければならなかった  
のも、この不安定な時代状況そのものであった。  
その意味あいにおいて、パリ改造は第二帝政とい  
う政治体制の存立という政治的課題と不可分であ  
ったと言わなければならない。

改造の全貌を詳述することは本稿の直接の課題  
ではない。しかし、次のような帰結は、改造の規  
模と多岐に及ぶその内容について、その概況を把  
握するうえで有益であろう。すなわち、実質17年  
間の帝政期に、およそ200kmにおよぶ新街路が建  
設され(パリ市の現在の道路実延長キロ数は約  
800km)、下水道普及率も実質距離にして、600  
kmに達した。広大なブローニュの森(約900  
ha)、ヴァンセンヌの森(850ha)の改造、モン  
ソー、モンスーリ、ピュット・ショモン各公園  
の整備と数多くの小公園(スクワール)に象徴さ  
れる都市公園の整備は、総面積にして1800haを  
超える規模に拡大している。さらに、各区の庁舎  
や病院、教会等の公的建築物の建設や歩道、街灯、  
屋外記念碑の整備も改造の重要な一側面であった。  
住宅については、約31000の家屋のうち20000が取  
り壊しの対象となったとされるが、新たに建設さ  
れた家屋も34000を超えている。

こうした数値が物語ることは、パリ改造が都市  
の社会資本のほぼすべての側面において、無視で  
きぬ大きな実績を残したということである。J.P.  
ルコワンが指摘するように、20年に満たない短期  
間のうちに、そして、堅固な意志をもつひとりの  
行政官の統率のもとに、ひとつの全体構想に基づ  
くこれほど徹底した都市改造がなされた都市は、  
過去にも現在にも、世界の大都市の中に類例がな

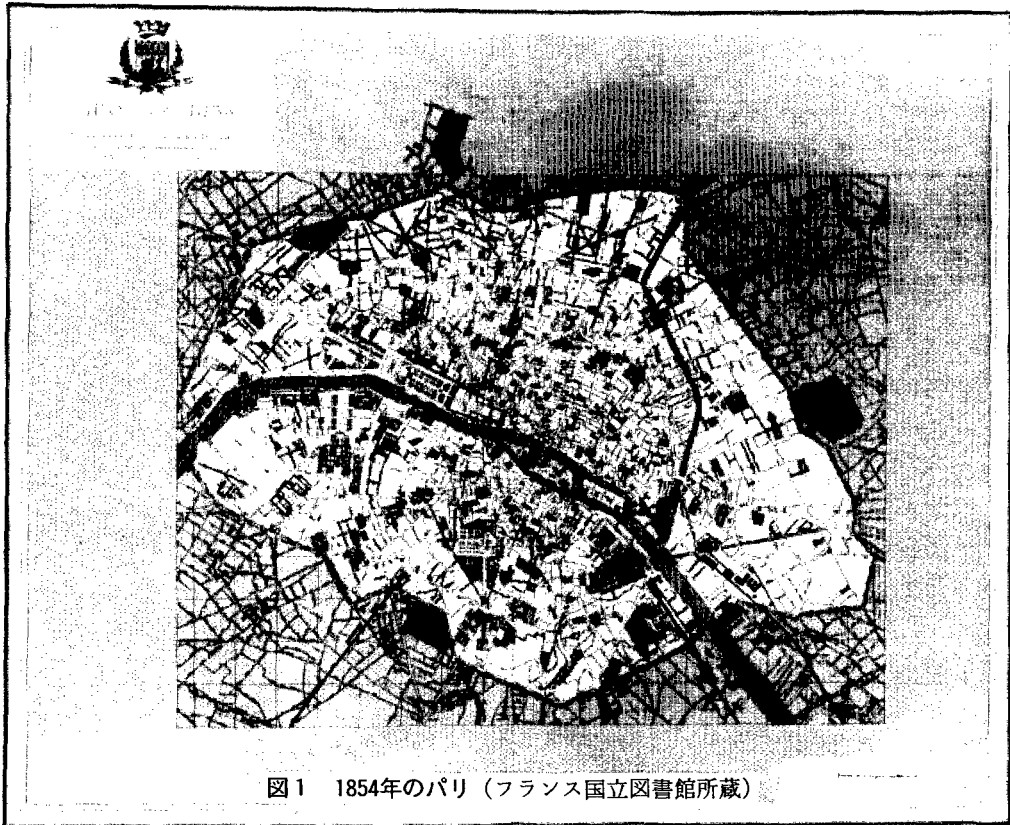


図1 1854年のパリ（フランス国立図書館所蔵）

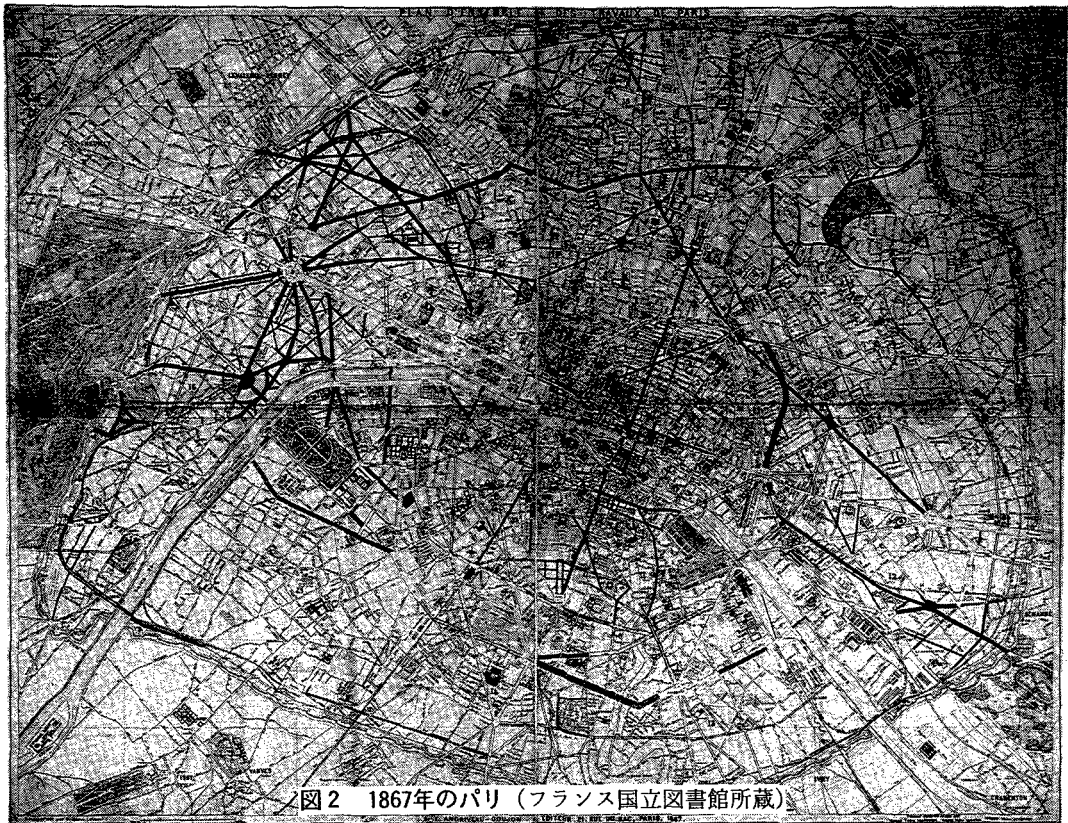


図2 1867年のパリ（フランス国立図書館所蔵）

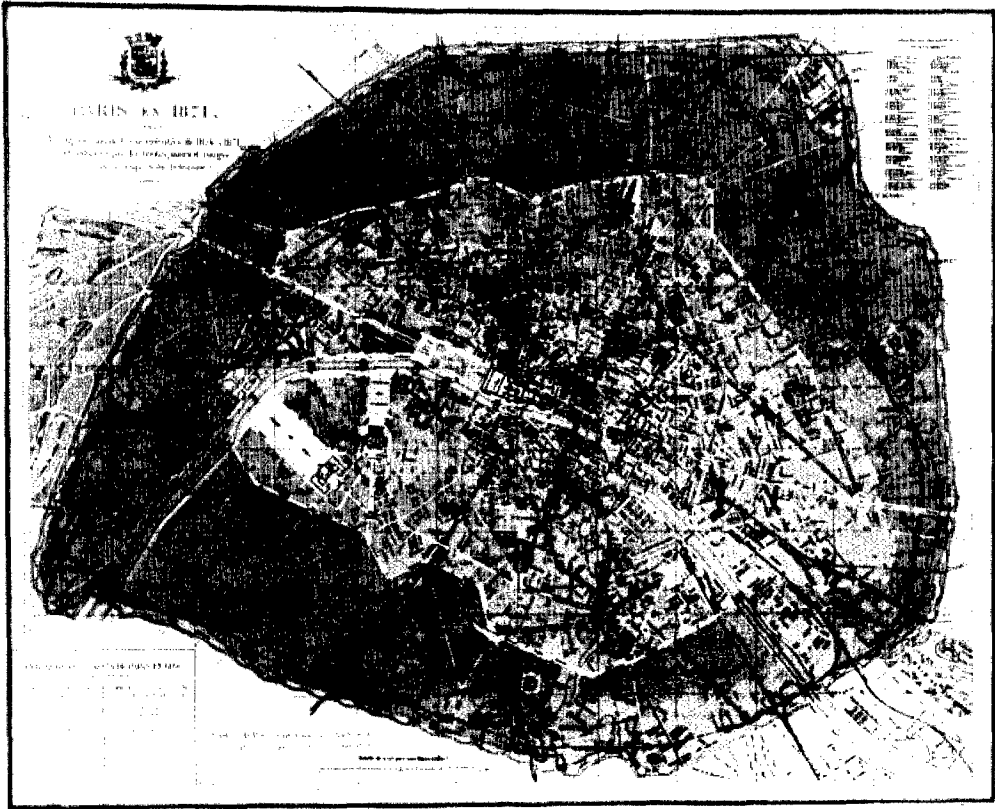


図3 1871年のパリ（フランス国立図書館所蔵）

い<sup>5)</sup>。この指摘をさらに補う必要があるとすれば、それは第一に、パリ改造が同時代のフランスの地方都市の再開発に多大な影響を及ぼしたということにとどまらず、その後のパリおよびパリ首都圏の発展の方向を決定づけたということ、第二に、19世紀後半以降の欧米の主要都市の都市形成にも様々な影響を及ぼしたという看過できない事実であろう。

## 2.2 従来のパリ改造研究

さて、このような、いわば歴史的遺産を後世に残すこととなったパリ改造は、従来どのように評価されてきたのであろうか。まずこれまでの捉え方の特質をみておきたい。

この1世紀の間、オスマン彼自身と彼がパリという都市に刻んだ都市改造の刻印に対する評価は、必ずしも安定したものではなかった。正確に言えば、改造に対する評価はけっして一面的なものではなく、つねに多様な次元においてその諸相を問

題とせざるをえなかったといつてよい。例えば、皇帝の寵愛をうけた野心家であり能吏であるセーヌ県知事オスマンが、皇帝の政治的戦略の実現という構想に忠実にこたえつつ自らの都市改造の夢を強権的に具体化したとの理解は、これまでしばしば示されてきた評価の一例である。そのプロセスにおいては、都市の労働者、特に下層階級の生活空間はけっして顧みられることがなく、結果として階層間の社会的分離が助長され、社会的緊張の度が高められたとする。換言すれば、それは、改造前の都市構造とそこに存在していた都市民衆の生活実態をある意味で肯定的に見ようとするものといえよう。それは同時に、第二帝政・ボナパルティズムの果実としての都市改造を厳しく批判するものでもあった<sup>6)</sup>。

他方、パリ改造の多様な成果によって初めて「近代都市」としてのパリが誕生したとの評価も、比較的早い時期からなされている。この評価は先に言及した多岐に及ぶ社会資本整備の実績が、中

世の都市秩序を依然としてひきずっていたパリを根底から覆し、パリがめざましい変貌を遂げ得たことを重視するものである。前述の視点からすれば厳しい批判の対象となる「外科手術的」な改造をとおして、初めて人間にふさわしい居住環境の基礎が形成されたのだとする立場である。それは、パリにおける近代市民社会とその多様な文化もまた、この都市改造を介して成立したとの理解にも通じる。

これらの評価がそれぞれ、パリ改造の一面を明らかにしたものであることは事実である。そして、ひとりの論者の評価のなかに、どちらを重視するかというバランスのとり方の異同はあるにせよ、これらの相異なる視点が共存していることもしばしば見受けられた<sup>7)</sup>。

以上のような、従来のパリ改造研究を前提にして改めて指摘しなければならないことは、今日における問題は、世界の都市行政史上前例のないこの都市改造を可能なかぎり多面的に把握し、その全体像を再構築することにあるということであろう。とすれば、この再構築という作業をすすめる際の座標軸とはどのようなものであろうか。それは、オスマンが造形した都市空間とその手法が現代の都市構造、都市の秩序形成を考える上でいかなる今日的意味を有しているのか、そして、何を示唆しているのかという問題意識そのものではないだろうか。それは言い換えれば、パリ改造に表象される「近代」の意味内容そのものを、それ以前およびその後の時代との連続の中で捉えなおすことであり、「近代都市計画」の原点に内在する意義と、その限界とを剔出することではないだろうか。

### 2.3 近時の研究動向

さて、このように都市研究、パリ改造再考の視点を設定するとすれば、近年の都市研究にはどのような特質がみとめられるであろうか。オスマン没後百年の節目の年であった1991年を境として、その前後、あわせて10年間程の間に公刊されたいくつかの文献を取りあげて、その共通項を考えてみたい。そこには従来の研究にはない発想と問題

意識を窺い知ることができるように思われる。

第一の特質は、第二帝政期のパリ改造を19世紀、さらに20世紀の現代まで連綿とつづくフランスの都市変容の長期の過程のなかに改めて位置づけなおすことによって、その意味を問いなおそうとする問題意識であるように思われる。それは、現代の都市政策を再検討しようとの意識と表裏一体の関係をなすものであって、産業革命以降の工業化・産業化の過程と都市化の過程との、その一様・単純ではない相関の具体的な有り様を、長期および短期のふたつの時期設定によって検証し、都市空間の変容と再編のメカニズムを明確にせんとするものである。したがって、当然ながら第二帝政あるいは第三共和政といった政治史上の時代区分は分析の指標としては必ずしも有効ではない。

例えば、Georges Dubyの監修による全5巻のHistoire de la France urbaine (『都市フランスの歴史』、SEUIL社)のシリーズはこうした問題意識によるものである。特に、第4巻(1983、副題：工業の時代の都市——オスマンの循環)および第5巻(1985、副題：現代の都市——都市の成長と都市生活者の危機)は、このようなアプローチによる研究の特質をよく示しているように思われる。その一端は、例えば、次のような歴史認識と研究姿勢に瞭然と看取される。すなわち、「トニー・ガルニエ、アンリ・セリエあるいはル・コルビジエの時代といった時代が順にあとに続くような、オスマンの時代〈un âge d'Hausmann〉というものは存在しない。…存在したのは、今日の都市の変容、危機あるいは空間編成の手法の中まで生き延びたオスマニザシオン〈l'haussmannisation〉という現象であった」とし、このひとつの現象、「グローバルな歴史的レアリテ」を、地理と経済、イデオロギーと芸術、あるいは社会といった様々なコンテキストの中で分析することが求められるとする姿勢である。そして、この姿勢から自然に、「様々な実態そのもの〈realités divers〉以上に、ひとつの実態への複眼的な眼差し〈regards divers sur une réalité unique〉が重要である」とする言葉が導かれる。いずれも歴史家モーリス・アギュロンの表現である<sup>8)</sup>。

では、「オスマニゼーション」が意味するところは何か。それはとりもなおさず、工業化、産業化という時代の要請に応えるためにとられる多様な手段の総称であり、その結果として生み出された都市の形態に対する呼称といってよい。さらに立ち入ってみれば、それは工業社会・産業社会における技術の絶対的優位と合理主義を是認する価値観、それらを信奉する技師、彼らの思考と価値観を共有し、時には自らその先頭に立つ官僚、そうした専門家集団の手になる都市改造計画、その計画を実現するための様々な法的、行政的手法、都市建設への産業資本、金融資本の参加、これら一切を包含した概念にはかならない。

先の問題認識に立ち返るならば、そこでは、まさにこれらの要素を条件とするひとつの都市化のプロセスが、19世紀後半以降、少なくとも今世紀の中葉まで、フランスの都市を支配し続けた、という把握の仕方が可能となるのである。

いかなる都市であれ、都市という有機体は、ある特定の時代の刻印を深く刻みながらも、けっしてその中に自己完結することなく、常に変化しながら次の時代に続いていく。であるならば、こうした歴史観やアプローチは、都市の動態分析におそらく不可欠のものであろう。言い換えるならば、それらは、長期のタイムスパンのなかで何が都市の秩序と形態を決定づけた本質的条件であったのかという問いに対しても、また、都市政策における連続性と断絶という論点に対しても、より実態に即した解答を導きだす拠り所となるに違いない。

さて、概略以上のような長期の視点からの、また現代の都市政策との連関を意識した視点を立脚点とする都市研究・パリ改造研究は、この他にも多々公刊されている。しかし、ここでは若干の補足にとどめておきたい。例えば、ジャクリヌ・ポジョウ・ガルニエの *Paris: Hasard ou Prédestination?* (『パリ：偶然か宿命か』1993。これは、Hachette社から出版されている *Nouvelle Histoire de Paris* のシリーズの最新刊にあたる) がある。著者はフランス地理学の専門家のひとりであり、本書の考察も、主として20世紀、特に第二次世界大戦後のフランスおよびパリの都市計画

の推移と都市そのものの変容を中心に進められてはいる。しかしながら、「過去の遺産」(第2章)と題する1章をもうけ、その中で第二帝政期のパリ改造について総括している点が興味深い。パリの都市生活のあらゆる側面が改造の対象となったことを踏まえたうえで、1860年に実現する当時のパリ郊外11市町村のパリ市への合併と20区への地域の再編、これによって拡大した市域全体の統一的な道路計画の実現、幾何学性と規則性をもった街並みの形成、中心部を貫く幹線道路の完成によるパリの心臓部たるシテ島の中心性の回復、「真の緑地政策」と呼ぶにふさわしいオープンスペースの確保等、これらを介して文字どおり新しい都市が「造形」された (*sculpté*) ことを重視している。それらはいずれも今日のパリの基礎として今世紀に引き継がれたものであった<sup>9)</sup>。

最後に、パリ改造そのものに焦点を合わせた総合的な最近の研究として、パトリス・ドゥ・モンカン、クリスチャン・マウによる共著、*Le Paris du Baron Haussmann* (Paris sous le Second Empire) (『オスマン男爵のパリ』1991) に言及しておきたい。本書はオスマンの『回想録』第3巻の叙述のスタイルにならって、改造計画、街路網、緑地、上下水道など、パリ改造の全容を回顧したものである。厳密に言えば著者はいずれもアカデミズムの世界に属する歴史家ではなく、資料的にも『回想録』および先行業績に多くを負っているものではある。しかしながら、現代のパリとイル・ドゥ・フランス圏の都市生活が、他に類例のないこの都市改造によって生み出された基本的な生活の諸条件を前提としてはじめて成り立っているとの認識を示している点に注目したい。パリ改造は、著者にとって、今日の大都市とその郊外に生起する様々な都市問題を打開するための、あるいは、大都市郊外に生ずる人口動態の変容を考察するための示唆を与えてくれる貴重な素材として捉えられている<sup>10)</sup>。

こうした認識は先に取り挙げた作品と同様、パリ改造をトータルに、長期のタイムスパンの中で再検討しようとする試みのひとつと見ることができ。都市(圏)の変容を長期の連続した過程と

して捉えたうえで、その連続した過程のなかでパリ改造がどのように位置付けられ、評価されるのか、それが今日の都市の在り様に何を残したのか、これらの研究はまさにこの点を明らかにしようとしているものと理解すべきであろう。

さて、近年の都市研究、とくにオスマンのパリ改造に始まる19世紀以降のドラマチックな都市改造と、総体としての都市居住環境の大きな変容に焦点を合わせた研究の特質は、概略以上のごとくである。指摘するまでもなく、それは都市研究の一端にすぎない。研究動向の細部にさらに分け入って、個々の研究の問題関心と対象とを問題とすれば、ここで取りあげた研究以外にも数々の労作が世に問われていることがただちに確認できる<sup>11)</sup>。都市居住環境のなかでも、とりわけ住宅およびその付属設備、上下水道等の物理的条件の改善に着目し、都市の生活実態、生活様式を中心に論じた研究、また、建築物と街路との関係を律する新しい空間秩序に現代の都市構造の原型を求めようとする研究などはその一例と言えよう。

しかしながら、近時の都市研究に認められるこのような研究の射程の拡大、研究対象と視点の多様性も、巨視的に見るならば、19世紀を起点とする近代都市計画の全体像を長期的視点から再構築する共同作業として、共通の枠組みのなかで捉えることが可能ではないだろうか。先に、ここで取りあげた研究の一例が全体の一端であると指摘した。しかし、一端ではあるが、そこに見られる特質は、研究動向全体に通底するものと見做すことができよう。前述のように、従来のパリ改造研究においても、複眼的な視点と、何を問題とすべきかというレベルでの重層性は確認することができた。しかし、例えば、パリ改造のなかの「近代」という指摘を例にとるならば、それ自体が多面的な「近代」概念の多様性とそれを裏づけるための批判的検証は必ずしも十分ではなかった。いわば、その多様性を統合する視点が欠落していたといえるのではないか。近年の都市研究、パリ改造研究が示唆する最大のポイントは、この統合する視点の重要性を再認識している点にある。

以下の部分では、このようなフランスの都市研

究に示唆を受けつつ、パリ改造そのものに立ち返り、1852年のデクレに論点を絞って、近代都市計画の起点としてのその意味を、いま少し立ち入って考察したい。

### 3. 伝統的公用収用と1852年のデクレ

#### 3.1 1852年3月26日のデクレ

パリ改造を介して具体的な形をともなって現出するにいたった都市景観は、大胆になることを恐れずに言えば、1852年のデクレによって拡大された公用収用権限の行使の痕跡そのものと言ってよい。それほどに、1852年3月26日の「パリの街路に関するデクレ」(Décret relatif aux rues de Paris du 26 mars 1852: 全10条)が、パリ改造の都市計画手法、行政手法としてはたした役割は大きい。それはまた、所有権あるいは収用という概念のもつ意味内容を大きく塗り替える決定的なデクレでもあった。最も注目すべき点は次の第2条の三節である。特記すべき条文(第1節から第3節まで)を以下に示したい。

(第1節) パリの街路の拡幅、線路変更、あるいは新設を目的とする全土地収用計画において、計画実施後の残地が、衛生的家屋を建設するに十分な面積あるいは形状をもたないと行政当局が判断した場合には、当局は、関係不動産の全体を収用計画に含める権限を有する。

(第2節) 同様に、予定街路の建築線の外側に位置する不動産について、その取得が、不要と判断された旧来の公道の除去に必要な場合には、当局はこれを収用計画に含めることができる。

(第3節) 建築線外において取得され、且つ衛生的建築物に不適切な地片は、隣接不動産に、示談によって、あるいは1807年9月16日の法律第53条にもとづくこの隣接不動産の収用によって統合される<sup>12)</sup>。

これらの規定について特筆すべき点を以下に整理しておきたい。まず第一に、これらは残地のと

り扱いをめぐる従来の地主と行政との関係を根底から覆す、いわば革命的な規定であった。すなわち、収用という権力作用にもとづく強制的な不動産の取得行為の対象は、従来、当該公的事業に必要なものに厳しく限定されており、そのことによって私的所有権の保護がはかられてきた。その結果、かりに事業予定地を超える不動産の収用がありうるとすれば、その唯一の可能性は、行政側が買い上げてくれるように地主が自ら行政に対して意志表示した場合だけであった。この点は、隣接不動産の所有者に、収用後の残地の買受権を認めている1807年9月16日の法律（正式な名称は「沼地の干拓に関する法律」）第53条が明らかにするところである。この規定によれば、新たな建築線の指定の余波をうけ、偶然にも公道に接する残地に隣接して土地を所有するかたちとなった隣接地主は、この残地をしかるべき代価と交換に取得し、まさに前面道路に進みでる選択を保証されていたのである。そして、その地主が当該残地を不要とする意志を明らかにしたときにはじめて、今度は行政が、この地主の不動産全体を収用することを認められたのであった。こうした買受権は、1833年7月7日の公用収用法第60条、ならびにこれを踏襲した1841年5月3日の公用収用法第60条においても、同様に認められている。すなわち、公益事由による事業の実施という目的をもって収用された土地であっても、それが当該目的のために利用されない場合、旧所有者はこれを買受る請求をなすことが認められているのである。第1節、第3節に明らかのように、1852年のデクレは、こうした地主への配慮を一切否定する一方、超過収用および地帯収用を全面的に肯定したのである<sup>13)</sup>。

第二に注目すべきことは、地主との関係において絶対的に優位な立場を保証されることとなった行政に、事実上大幅な行政裁量を委ねていることである。例えば、収用の対象となりうる残地の面積と形状に関して、デクレは完全に沈黙している。同様に、衛生的か否かを峻別する基準についても、デクレには全く言及がない。第2節にいう「不必要な旧街路」の判断についても同様である。これらはいずれも行政の裁量事項であった<sup>14)</sup>。

このように大きく拡張された公用収用権限は、極論すれば街区全体の、都市全体の収用の可能性さえ内在させたものであり、その無制限の公権力行使を危惧する批判も当初からなされている。むしろ、建築物あるいは一体としての街区の衛生の確保という明確な目的を必須要件とする公用収用が、行政の全面的なフリーハンドによってなされたと理解するには無理がある。とはいえ、収用手続きのみを問題とした、少なくとも帝政前半期の司法による行政統制が実質的に機能していない状況を前提とすれば、パリ市当局、セーヌ県知事オスマンらに委ねられた行政裁量は極めて大きなものであったと見るべきであろう。

本稿はこうした裁量の基礎にある都市の公的制御の新しい発想に注目する。ミシェル・ラカーヴが注意を喚起しているように、19世紀中葉は、私的所有権の保護という課題を大前提とする公用収用法から、一般利益を優先させるための都市計画法へと、基本的な発想が転換していく時期にはかならない。では、その発想の転換の背後にどのような政治的・経済的・社会的背景が存在したのか、新しい発想と論理が求めているものは何か。これらの再検討こそパリ改造それ自体の把握とその全体像の再構築に不可欠の作業ではないだろうか。以下、さらにこの点を検討することとしたい。

### 3.2 19世紀前半の都市状況

さて、こうしたなかば強引とも見える1852年デクレの規定が生まれるにいたった背景はどのようなものであろうか。7月王政（1830～1848）から、1848年の二月革命を経て第二共和政にいたる、第二帝政成立前の都市状況を概観しておこう。この時期の最大の都市問題を摘記すれば、それは第一に、劣悪な都市の居住環境、すなわち不衛生住宅とそれらの狭間を無秩序に走る街路とからなる非衛生的な秩序無き街区の改善そのものである。第二に、そうした街区を温床として、常にそこに潜在する、都市全体にとっての社会不安・社会的脅威、すなわち治安の悪化と都市暴動の種子をいかに除去するかということであった。こうした都市の実態は、首都パリだけにとどまらず、リール、





図4 1837年のパリ（フランス国立図書館所蔵）

ルーアン、リヨン、マルセイユなど地方主要都市においても同様に認められた。(1830年代のパリの街区の密集の実態については、図4を参照されたい。)

こうした事態を惹起せしめた要因あるいは遠因は様々に指摘することが可能であろう。住宅それ自体の老朽化、下層階級の居住環境に対する家主の無関心、その多くは無産階級である都市労働者彼ら自身の生活様式など、貧富の懸隔の甚だしい社会に内在する多様な要因が複合的に折り重なっている。実際、公道に面し、その利点によっていくばくかの家賃収入を期待することのできた家屋の持ち主でさえ、老朽化した住宅については屋根の修理以外には全く投資せず、大半の家主は、家賃をとりたてる時以外には、そこに足を踏み入れることは決してなかった、との報告さえなされている。彼らはそれほど、労働者階級の居住環境には無関心だったのである。

しかしながら、これらの要因は、それを可能に

させたさらに根本の要因があるという意味合いにおいて、副次的要因と見るべきであろう。最も本質的・直接的な要因は何か、と問うならば、それは、衛生を無視した旧来からの街区の構造、秩序なき都市の構造を温存させてきた不動産所有者と行政当局との関係、すなわち私的所有権を厳格に尊重した公用取用制度とこれに象徴される行政法秩序にほかならない。取用後の残地の整理・統合がなされぬまま、地主によって奥行のない狭小な残地に住宅と呼ぶに値しない建築物が建てられていく事態を許容する現実、その当然の帰結であった。

そして、看過できないことは、極めてアンヴィパレントな次の事態である。すなわち、パリの行政当局と政府が、19世紀初頭以来、一方で都市の居住環境の劣化を懸念する姿勢を、少なくとも表面上は見せながら、他方で人口と経済の集積を是とする姿勢を久しくとり続けたことである。そのねらいは、消費物資に対する地方税たる入市税

(オクトロワ)と国税としての地租、営業税等の税収の増加を実現し、財政を拡大・安定させることにあった。例えば、パリ市議会の議員のひとり、オギュスタン・シュバリエ (Augustin Chevalier) は、パリ警視庁が許可制をしいていたパリ市内の工場における蒸気機関導入の許可件数について、1830年以前に131件にすぎなかったものが、1849年には1185件に達する程に急増していることを行政資料から指摘し、合わせて工場主に対する行政側の恒常的な保護の実態を批判している<sup>15)</sup>。シュバリエによれば、その間に、パリは市中の多くの個人邸宅が工場に変わり、庭園が失われていくという、慨嘆すべき変容をとげたのである。彼はこの変容を漸次的な「工場都市」(une ville manufacturière)化と呼び、富裕な階層をしてしだいにパリを離れてさせていった動因とみている。

### 3.3 1840年代の議論

では、このような法的枠組みの制約と行政の姿

勢の下で進行している都市の現実に、いかなる処方箋が提示されていたのであろうか。議論はすでに、7月王政期の1830年代からはじまっている。パリの急激な都市化現象をめぐる議論、特に中心部からの人口の流出現象をてがかりとして、さらに探ってみることとしたい。それはパリ改造を考察するうえで極めて興味深い。なぜなら、その議論のなかに、やがて1852年のデクレの思想に連動していく新しい都市の公的制御という発想の芽生えを看取することができるからである。(街路の錯綜する1830年代のパリの中心部の様相については、図5～7を参照されたい。)

さて、この問題を考察しようとする時、パリ市議会の議員のひとりであったジャック・セラファン・ランクタン (Jacques Séraphin Lanquetin : 1794-1870) の存在を忘れるわけにはいかない。ランクタンは、中心部からの人口の流出とそれから中央市場の移転というふたつの大きな問題について1830年代末葉から、精力的にこれに取り

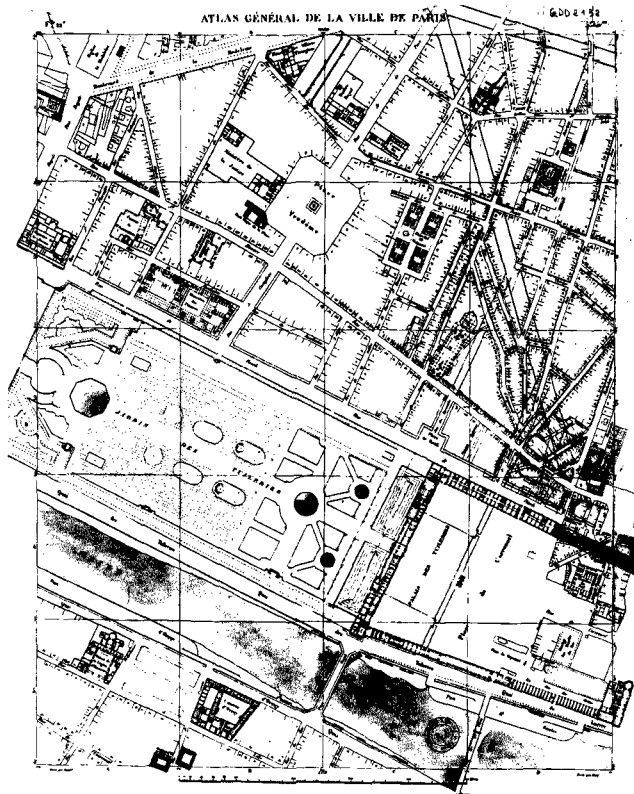


図5 1836年ごろのパリ (テュイルリ庭園、ヴァンドーム広場近辺)  
ATLAS GÉNÉRAL DE LA VILLE DE PARIS de Th. Jacoubet, 1836. (フランス国立図書館所蔵)

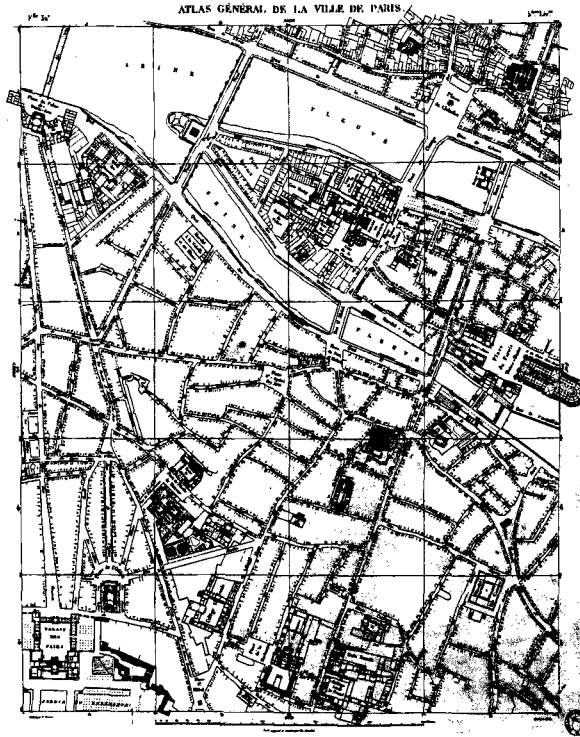


図6 1836年ごろのパリ（シテ島と左岸）  
ATLAS GÉNÉRAL DE LA VILLE DE PARIS de Th. Jacoubet, 1836. (フランス国立図書館所蔵)

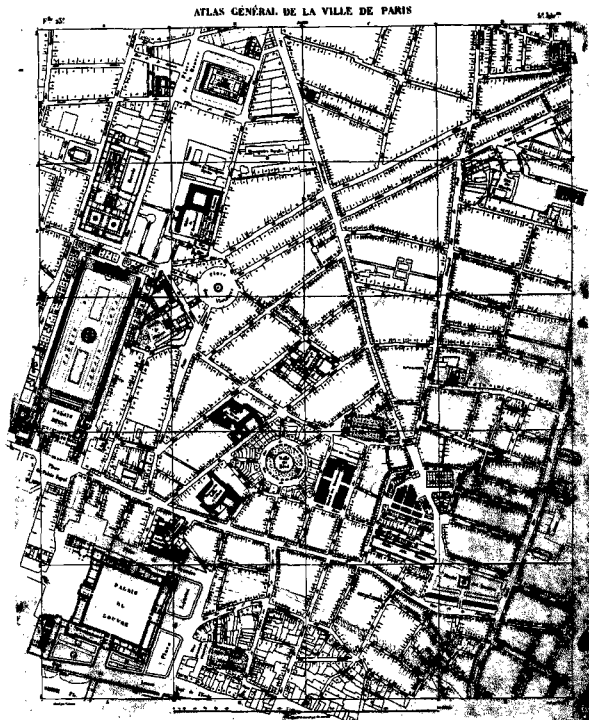


図7 1836年ごろのパリ（中央市場、パレ・ロワイヤル近辺）  
ATLAS GÉNÉRAL DE LA VILLE DE PARIS de Th. Jacoubet, 1836. (フランス国立図書館所蔵)

組み、当時の議論をリードした中心的人物である。彼はまた、1839年11月に人選がなされ、翌年1840年5月に第一回の会合がもたれた、内務大臣、シャルル・ドゥ・レムюза(Charles de Rémusat)が座長を務める中心部の衰退問題を検討する政府委員会の一員でもあった。彼は、自己の見解をとりまとめた意見書を数次にわたってパリ市当局に上書しているが、ここでは1842年4月15日づけの意見書をてがかりとしたい<sup>16)</sup>。

前述のA・シュバリエの視点とは若干異なって、ランクタン<sup>17)</sup>の状況認識によれば、中心部の人口の流出と衰退の主たる要因は、パリの中心に位置する巨大な中央市場の存在と、それを取り巻く狭隘な街路にひしめく堪え難い雑踏、交通渋滞、その中で孤立する地区、いわば飽和状態に近い街区の実態にあった。それが富裕階層あるいは卸売り商をして中心部に見切りをつけさせ、地区間の居住環境の格差と住民の不満を拡大し、ひいてはパリという都市全体の衛生の秩序、その将来を危うくしているとの認識である。したがって、彼にとって中央市場の移転は、事態の打開に不可欠の条件だったのである。しかし、パリ市道路局の意向は、これを移転することなくさらに拡張し、その上で周辺を規制するというものであった。彼は幾度となく、行政の無気力と、財政悪化への懸念から現状維持に甘んずるその姿勢を批判している。

我々はこのような見解の対立のなかで示されたランクタンの構想のいかなる点に注目すべきであろうか。第一点は、ランクタンが、公益の実現を根本とする、パリの将来を展望した総合的・全体的な道路計画(un plan d'ensemble)の重要性を認識し、その早急な検討と策定を当局に求めていることである。これは当初からの彼の主張でもある。そのうえで、中心部の交通の完全な麻痺状態を抜本的に改革するべく行政当局がこれに全力を投入することは、「もはや単に必要だという段階をすぎて、喫緊・不可避の課題」であると指摘している<sup>17)</sup>。当局はこの要請にこたえて、いくつかの計画案を作成することとなる。

第二のポイントは、中心部の再生を最優先課題とし、これへの取り組みの端緒として、中心部を

東西に貫通する幹線道路の建設に着手することの妥当性を強調していることである<sup>18)</sup>。この幹線道路計画はすでに行政側から提示されていたものではあるが、東部のフォーブール・サン・タントワヌおよびサン・タントワヌの二本の街路を延長することによって、バスティユ広場からループルまで一気に結び、そこでリヴォリ街、サントノレ街と連結せんとする計画であった。これが、雑踏を極めた当時の密集地区たる4、6、7区を貫通し、これにいわば風穴をあける効果をもつこと、同時に、この地区を放棄し、証券取引所(ブルス)、ショセ・ダンタン方面へと移動しつつある商人たちの流れに歯止めをかけ、中心部の再生に大きく貢献すると期待されること、以上が彼の判断であった。そして、これらのふたつの目的の実現のためには中央市場の移転が不可欠だった<sup>19)</sup>。

第三に注目されることは、この幹線道路の実現にあたって、十分な資本力をもつ実業家が、道路に必要な不動産だけにとどまらず、一定の奥行をもつ街路に沿った不動産をすべて、事前に取得する必要があることを、やはり計画街路のひとつであるルイ・フィリップ街の建設についての持論を想起するかたちで主張していることである<sup>20)</sup>。彼によれば、街路の実現に要する莫大な経費を縮小するには、新街路にそって建設される豪華な建築物が得るであろう増価分への投機に期待する以外に方法はない。しかし、この投機が有利なものとなり、企業家とその資本を集めるには、富裕な階層がこの街路に建つ建物に住むということが確実でなければならなかった。彼の主張を敷衍すれば、中心部の再生の決め手は、幹線道路の建設とその周辺一帯の再開発の同時進行であり、そのためには、「道路に必要な不動産だけでなく、一定の奥行をもつ街路に沿った不動産をすべて、事前に取得する」超過収用が必須の条件であった。

但し、超過収用・地帯収用の必要性と実現可能性を、彼が、またパリ市の行政当局がどのように見ていたか、という点については、若干注意を要する。行政当局はすでに現行収用法制の限界・欠点を十分に認識しており、「街路の貫通に影響を受ける不動産の全体を取得することを法律によ

て認められるよう」法改正を求めていた。しかし、ランクタンをてがかりにすれば、超過収用にとどまらず、街路の外側の地区一帯を対象にしようとの地帯収用については、この段階では慎重な姿勢を維持している。ランクタンは、行政側の主張に共感を示しつつ、「幾分恣意的な手段ではあるものの、適切な」超過収用が多くを成果を実現する手段となろうと期待している。その反面、行政が期待する法改正という手続きについては、当時の議会の雰囲気根拠として、これが現実にはかなり困難ではないかとの判断を示している。地帯収用については、ランクタンはこれを否定している<sup>21)</sup>。

こうした彼の大胆かつ微妙な含みのある主張の背後に、私的所有権の保護をきわめて重く見ていた当時のブルジョア社会の価値観を透視することは決して困難ではない。しかしそのブルジョア社会も、現実には、資本主義の発展のなかで漸次的に変化しつつあり、彼はそのことも十分に考慮していたのではないだろうか。すなわち、彼の主張の背後には、行政が直轄事業として街路の建設を実施するにせよ、請負契約にもとづいて民間事業者これを委託するにせよ、超過収用による不動産取得が、それぞれの利害に有利に働くであろうとの読みがあるよう思われる。言い換えれば、この超過収用という手法が、事業を請け負うことになるであろう民間企業にとってきわめて大きな魅力、強力なインセンティブとなるであろうということ、同時に行政にとっては、この手法をもって民間資本を一気にとり込み、抜本的な都市改造を推進するための有力な手段とすることが可能となろうとの判断が働いているのではないだろうか。事実、事業家達がこの時点において超過収用を認めるべきとの陳情を行政に対してしていることを、ランクタン自身が明らかにしている。

地主もまた、この利害を共有する、いわば都市改造という舞台の主役のひとりであった。不動産は、7月王政期においてすでに、私的財産から投資財へとその性格を変えはじめていた。地主と事業者にとっては、不動産への投資と土地市場の活性化が生み出す利益あるいは収用補償が魅力とな

り、行政当局にとっては、従来の敷地単位の小規模な再開発から、ブロック単位の都市空間の再編が可能になると期待されているのである<sup>22)</sup>。こうした期待は、やがて、1833年および1841年の公用収用法体制を前提としながらも、セーヌ県知事・ランビュトゥ（Claude-Philibert Barthelot, comte de Rambuteau）が着手した小規模な都市改造において現実性をおび、さらに1848年の第二共和政に入って決定的となるのである。事態の推移をやや先取りするならば、1838年3月5日の国王のオルドナンス（命令）によって着工された7月王政期の実験的試みたるランビュトゥ街、また、第二共和政末期、後のナポレオン3世、ルイ・ナポレオンのクーデタ後、第二帝政成立の直前、1852年7月24日のデクレによって決定されたエコール街、同年3月10日のデクレによって確定したストラスブール大通りの建設など、中心部の再生を企図する街路建設計画は、こうした事態の推移を明瞭に物語る一例であろう。フランソワ・ロワイエが指摘するように、それらは、第二帝政の成立（1852年11月）後、オスマンのセーヌ県知事着任とともに本格的に推進されるパリ改造の端緒として極めて重要である<sup>23)</sup>。とりわけ、再開発にむけた地区の地主らの自発的な結束が先行したエコール街と<sup>24)</sup>、銀行家アルドゥワンの事業請負契約が締結されたストラスブール大通りは、地主の利害、都市改造事業への金融資本の参加を把握する上で興味深い事例といえよう。

### 3.4 1852年デクレの意義

さて、こうした事態の推移のなかで実現した1852年3月26日のデクレの特質を、最後に改めて確認しておこう。超過収用に関連して、まず、前述のランクタンの意見書からここに至るまでの間に生じた注目すべきふたつの制度改革に一言しておきたい。第一点は、1848年5月3日のリヴォリ街の延長に関するデクレである。このデクレは街路の建設によって影響を被るすべての不動産を、残地の広さの度合いにかかわらず、一括して取得する権限をパリ市当局に付与したものである。第二点は、1850年4月13日の不衛生住宅の衛生化に關

する法律（ムラン法）の成立である。これは、最終的に不衛生住宅の取り壊しが必要との判断を市町村がなした場合、その周辺不動産の全体を収用することができるとしたものである。

1852年デクレとの関連では、ポイントは二点ある。まず、これらの規定が、超過収用か、あるいは、広範囲に及ぶ地区一帯の整備をも意図した地帯収用かという問題である。この点について条文の表現は必ずしも明確ではないが、1848年、1850年の規定全体から判断すれば、この時点では超過収用を意図していたと思われる。すなわち、前者においては中途半端なかたちで残される不整形な残地の一括収用にねらいがあり、後者では、あくまでも個別不衛生住宅の改善を目的とする、当該物件の周辺不動産の取得を念頭においていると考えられるからである。

第二のポイントは、いかなる目的のための超過収用か、という点である。前者は1848年の二月革命後の不穏な社会情勢のもとで、失業労働者の救済政策の一環としてリヴォリ街の延長をうたったもので、治安維持的な性格をもっている。後者は、衛生という観点からのスラムの撤去とそこに暮らす都市貧民の居住環境の改善を主たる目的としている。

1852年のデクレは、1840年代以降の都市の刷新をめぐる議論、さらにその議論を母体として生みだされた1848年デクレ、ムラン法といったステップを踏んだ後、初めて成立したものといえよう。これらの点を踏まえたうえで1852年デクレの意図、規定全体の基礎にある理念をさぐるならば、それが極めて斬新なものであることに改めて注目せざるをえない。特筆すべきことは、パリ全体の新たな街路網秩序の構築を、個々の建築物の諸条件、すなわち衛生を配慮した敷地、形態や構造といった建築様式、さらに排水設備等、多様な諸条件の確保という課題と表裏一体の関係として捉え、その二重の目的を達成するために、超過収用、地帯収用を導入したことにある<sup>25)</sup>。デクレの名称とは異なって、全10条中、4条が直接に建築物にかかわる規定であることにも窺えるように、街路と建築物は、都市空間を秩序づける一体の要素として

考えられている。しかも、この一体としての街路と建築物を従来の狭隘な敷地単位でとらえるのではなく、空間的により一層広がりをもったブロックの問題としてとらえている点に注目すべきであろう。今日的な都市計画法にたとえれば、一種の先買権の行使による残地の整理・統合、地帯収用は都市空間のこうした面的コントロールに不可欠の条件だったのである。1852年デクレが、1848年のデクレおよび1850年ムラン法と一線を画する理由はこの点に存する。（1852年のデクレによる街路の建設とそれに伴う収用計画、および収用対象不動産の規模については、その一例として図8〈全体図〉～9〈部分図〉を参照されたい。）

しかしながら、この斬新な目的と手法を規定したデクレにいまひとつの側面があることに注目する必要がある。それは、超過収用、地帯収用の導入について、これを劣悪な都市居住空間の再編に用いること、特に階層間の社会的緊張、憎悪と敵対意識を緩和する方向での活用を期待していた行政当局が地主あるいは民間開発主体の存在を都市改造の前提条件としなければならなかったことである。すなわち、私的利益の飽くなき追求に奔走する地主、公共事業の請負契約を不動産への投機の機会としてのみ把握する事業家、不動産会社への融資あるいは子会社の設立を通じて都市改造事業にのめり込んでいく銀行など、こうした私的利益、民間開発主体の存在を許容し、ある意味で、それらに依存しなければならなかったことである。この事態は、かつてランタンが理想主義的に描いてみせた都市改造の未来像の現実の姿であった。

例えば、地主らのエゴイズムを告発する声は、はやくも改造の初期段階からきかれている。「公共投資によって最も潤っているのは誰か。それはパリの地主達だ」とする指摘がなされる状況のなかで<sup>26)</sup>、突然の、かつ法外な家賃の値上げと老朽家屋の取り壊しに耐えきれなかった労働者の多くは、入市税の壁を越えて、パリを囲繞する郊外隣接市町村へと流れていったのである。また、前述のストラスプール大通りの建設にさいし、本来、極わずかな部分しか収用対象地を指定されていない地主が、その不動産のすべてを買い上げてくれ

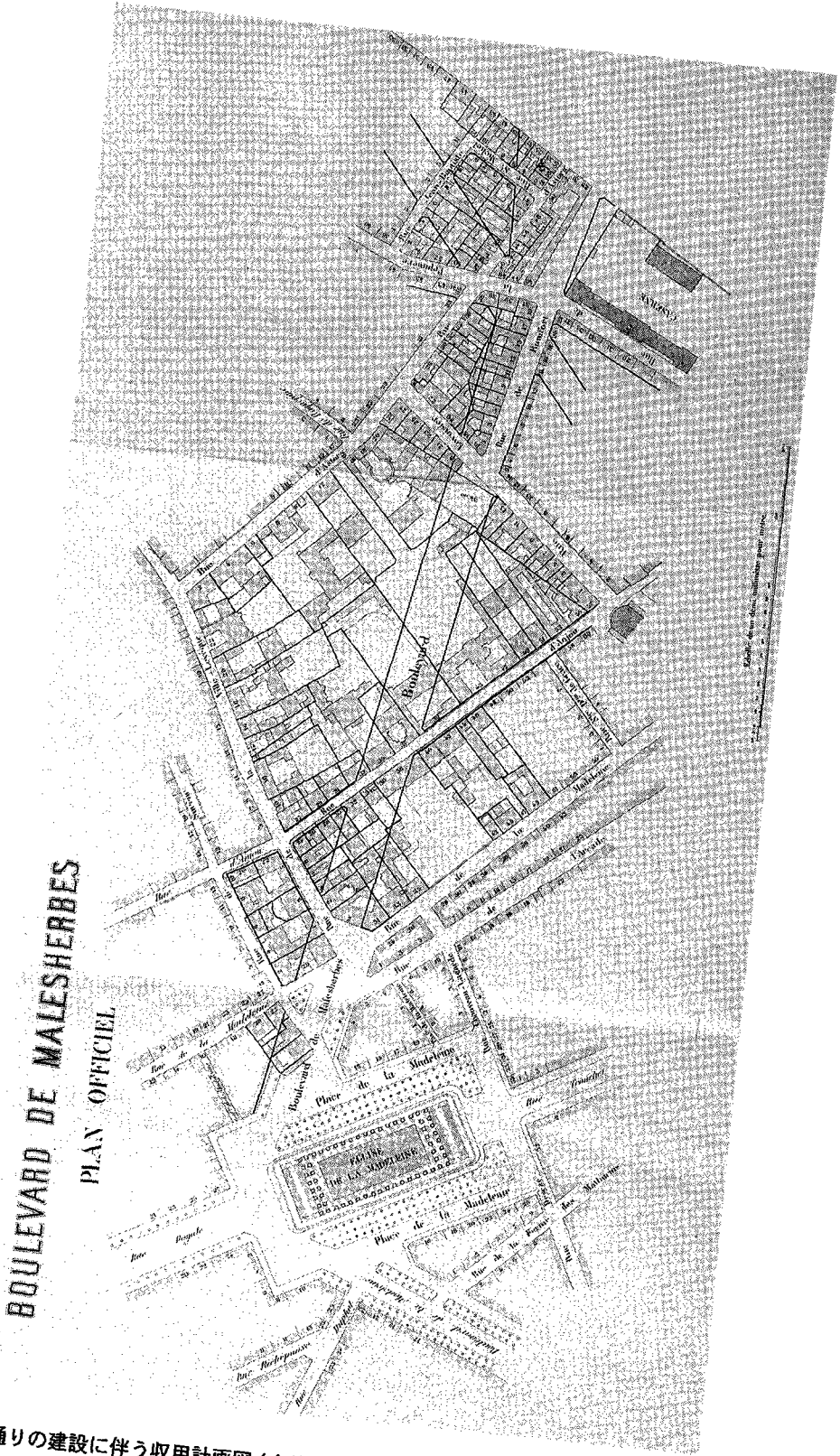


図8 マルゼルブ大通りの建設に伴う収用計画図(全体図)(アルシーブ・ドゥ・パリ〈パリ古文書館〉所蔵)

表1 マルゼルブ大通りの建設に伴う収用計画に係る所有者および収用面積一覧(図9-1の部分)(パリ歴史図書館所蔵)

番号	所有者名	収用面積㎡
1	Ragault	101.60
2	Madame de la Nogarede	381.93
3	Lebrun	291.25
4	Soufflot	223.11
5	Leroy	277.42
6	Chamblain	809.70
7	Comte de Colbert	352.72
8	Ville de Paris	752.45
9	De Saladin	409.25
10	Héritiers du Baron Maurice	306.65
11	Martell	255.85
12	Guizot	566.85
13	De Lavaysse	283.90
14	Jamin	247.78
15	Moret	240.58
16	Debret	391.60
17	Veuve Gaigne	415.25
18	La Reine de Suède	4169.65
19	Marquis d'Armaillé Delaforest	720.72
20	Comte de Pourtalès	916.20
	合計	12114.46

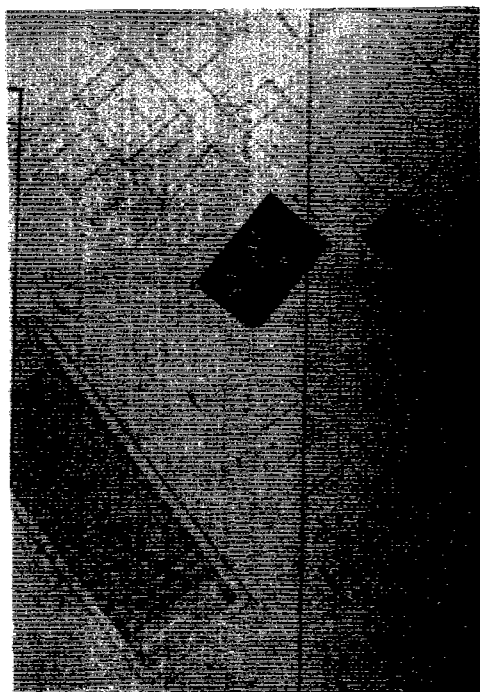


図9-2 マルゼルブ大通りの建設に伴う収用計画図(部分図:パリ歴史図書館所蔵)(図9-1の画地のうち、画地番号1~6を含む部分)

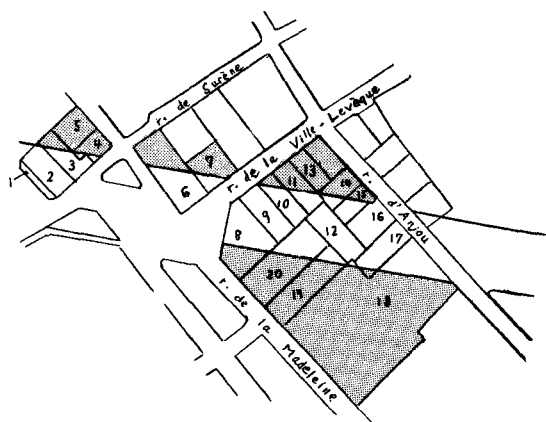


図9-1 マルゼルブ大通りの建設に伴う収用計画図(部分図:マドレーヌ広場とアンジュウ・サン・トノレ街との間)(パリ歴史図書館所蔵の図面を筆者がトレースしたもの。但し、図に付した数字は番地ではなく、画地番号を意味する。網かけ部分が超過収用部分を示している。)<sup>28)</sup>

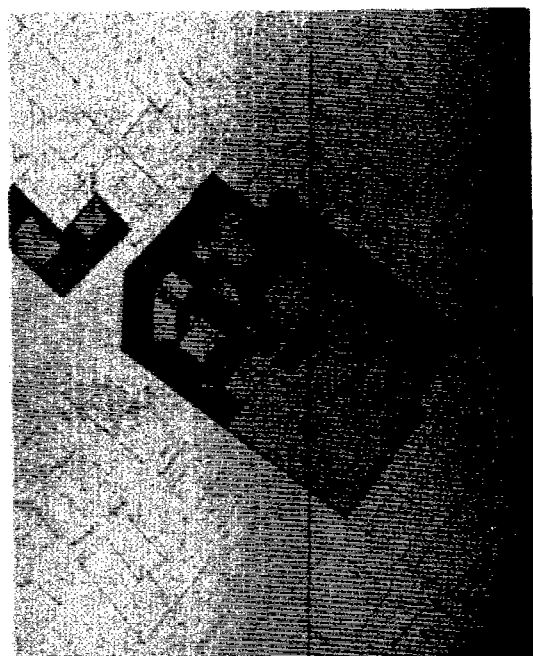


図9-3 マルゼルブ大通りの建設に伴う収用計画図(部分図:パリ歴史図書館所蔵)(図9-1の画地のうち、画地番号7~20を含む部分)



るように、請け負い企業のアルドゥワン社に強要したという例も報告されている<sup>27)</sup>。

こうした地主のエゴイズムに象徴される事態は、地帯収用といった斬新な手法を導入することに成功した行政が、経済の発展と政治の安定を最優先した第二帝政という政治体制の下で、結局は、その現実の活用を公的に、かつ有効にコントロールし、都市空間の再編に生かすことができなかつたということを意味しているのではないだろうか。

#### 4. おわりに—パリ改造と現代

本稿は近代都市計画の先駆とされる19世紀フランス、第二帝政期のパリ都市改造に素材を求め、その歴史的・現代的意義について再考した。その際、最新の都市研究の成果に触発されつつ、パリ改造の全体像の再構築という視点から、新たな考察を試みようとしたものである。現代大都市の形態と構造は、これまでの私的・民間開発行為の蓄積と、これに対する各種の公的なコントロールの試行錯誤及びそれらの集積のうえに成り立っているといつてよい。こうした都市の現実のなかで、とりわけ都市居住環境の質的向上という課題は、それが都市空間の公共的制御の在り方によって決定的に規定されている限り、今日依然として最重要な大都市共通の課題であると指摘しなければならない。とすれば、その打開の糸口を過去の解釈とその検証にもとめることは、不可避の作業であろう。このような問題意識にたつとき、オスマンのパリ改造は依然、多様な示唆に満ちた極めて興味深い対象であるといわねばならない。

本稿では主として1852年のパリの街路の公用収用に係るデクレを素材として、その歴史的意義なり、その斬新性と限界なりを検討した。都市の発展を公共的に制御する、その骨格を形成できたとしてもそこに住む多様な都市住民の生活権そのものを保障するような居住空間を創出するという要請には、パリ改造は必ずしも全面的に成功したわけではなかった。むしろ、発展期の資本主義社会という状況のもと、居住という生活の根本条件の確保において、社会階層間に新たな格差と差別す

らも持ち込まざるをえなかつたという側面があることを見逃してはならないであろう<sup>28)</sup>。確かに、都市計画の実現という観点にたった公用収用権限の拡大の意義は極めて大きい。都市行政研究の観点から見れば、まさにそれは、パリ改造を近代都市計画の先駆と位置付ける際の最も有力な根拠としなければならない。超過収用、地帯収用という手法による面的な土地利用規制、すなわち街路秩序の再編と残地の整理・統合、そして、そこにどのような建築物を建てるのが妥当なのかという視点にたった上部空間への公的規制は、過去に例のない近代的かつ都市的な土地利用を企図したものと指摘しなければならない。端的に言えば、それらは、地主の意向がすべてを支配した旧来の都市秩序を公共的に制御することによって、そこに新たな公共空間を創出することを目的としていた。しかし、反面この近代の手法は、技術としての斬新性とは裏腹に、それを誰がどのように用いるべきなのか、誰のいかなる利益を実現する手法なのかという、その根本目的なり、課題にかかわる具体的な問いかけを回避したのであった。その結果、この手法が、いわば理念と手続を明確にしないままに活用されることによって、都市改造の道具に墮したという側面があることも否定しがたいのではなからうか<sup>30)</sup>。パリ改造が現代の都市政策になげかけるメッセージは極めて重いというべきであろう。

#### 注

- 1) オスマンが晩年、住居として賃借していた邸宅は、1758年建設の由緒ある屋敷であった。革命期にはナポレオンが取得し、これを軍事総督のジュノに付与したものである。オスマン没後、1908年には保険会社の手にわたり、1911年にはクリヨン・ホテル (Hôtel Crillon) の拡張の際に取り壊されている。

André Morizet (1932), *Du vieux Paris au Paris moderne (Haussmann et ses prédécesseurs)*, Librairie Hachette (Paris), p.318. Jacques Hillairet (1957), *Dictionnaire Historique des rues de Paris*, Éditions de

Minuit (Paris), pp.208-209.

- 2) ジャン・デ・カールはオスマンの生涯を「19世紀の歴史をひもとく一種の導きの糸」と表現している。Jean des Cars (1978), *Haussmann (La gloire du Second Empire)*, Librairie Académique Perrin (Paris), p.11.
- 3) 本稿の主題に関連するものとして、筆者はこれまでに、第二帝政という政治体制におけるパリ改造の意味とその背景、また、公用収用制度の改革とその意義をテーマとする論稿を著したことがある。詳細は、拙稿(1985)「第二帝政とパリ都市改造」(東京都立大学法学会雑誌、26巻第1号)、同(1987)「フランスにおける都市計画の形成—1850年ムラン法の成立を中心に—」(東京都立大学法学会雑誌、28巻第1号)。合わせて参照していただきたい。
- 4) ヴェルター・ベンヤミン(1993)、『パサーージュ論—1パリの原風景』(今村仁司、三島憲一他訳、岩波書店)、同(1975)『ボードレール(新編増補)』(著作集6、川村二郎、野村 修 編集解説、晶文社)参照。
- 5) Jean Pierre Lecoq (1992), *Brève : Lecture, Le Paris du Baron Haussmann, Cahiers de l'AURIF, No.102*. 著者は、パリおよびイル・ドゥ・フランスが過去150年間に、二度、こうした徹底的な、且つ全体構想に基づく都市改造を経験したと指摘している。ひとつはオスマンのパリ改造であり、いまひとつは1960年代のパリ圏長官ポール・ドゥルブリエによる首都圏の再編である。後者を対象とする本格的な研究・検証は、フランスにおいてもこれからの課題であるとしている。60年代の構想については、戦後の都市政策の推移を鳥瞰した拙稿(1994,1996)「フランスにおける都市計画の展開(1)(2)—都市形成における計画化とその主体の確立を中心に—」、『法政理論』、26巻4号、28巻3号。
- 6) パリ改造は、すでにオスマン在任中から、特にその財政の不透明性において厳しい批判に曝されている。オスマンは知事解任後、第三共和政という政治体制のなかで冷遇され、政治的にはほとんど顧みられることがなかった。その葬儀も、国葬にとの声が一部にあがったものの、実際には質素になされている。ペール・ラシェーズ墓地への埋葬にも、政府の高官は全く立ち合っていない。ちなみに、「オスマン大通り(Boulevard Haussmann)」は、彼の在任中の1863年にその一部が開通しているが、彼の立像が建てられるのは1990年のことである。
- 7) 前掲の André Morizet (1932) の作品は、今世紀前半の首都圏の都市状況も視野におさめ、オスマンのパリ改造による「近代都市パリ」の誕生を重視した研究の一例である。しかし「外科手術的」改造の手法についても論者の評価は錯綜している。例えば、ル・コルビュジェは、オスマンの構想を「全く恣意的なもので、都市計画の厳密な結論ではなかった。それらは財政と軍事上の処置であった。」と指摘したうえで、「ただ、6階建ての薄汚い建物を6階建ての豪華な建物に変え、悪臭を放つ街路を壮麗な街路に変えることだけをした。」と論難している。すなわち、オスマンは未来を見通した都市計画家ではなかった、とする評価である。しかし、その一方で、彼の財政家的な手術が20世紀初頭のパリを機能させている、とも論じている。ル・コルビュジェ(1967)『ユルバニスム』(樋口清訳、鹿島出版会)、p.243~250。なお、本書の原書の出版は1924年である。
- 8) Georges Duby (1983) (sous la direction de), *Histoire de la France urbaine, tome 4, pp.7-11*.
- 9) Jacqueline Beaujeu-Garnier (1993), *Paris : Hasard ou Prédestination ? pp.81-83*.
- 10) Patrice de Moncan et Christian Mahout (1991), *Le Paris du Baron Haussmann (Paris sous le Second Empire)*, p.99.
- 11) 次のような研究を一例としてあげることができる。本稿執筆に際して参考にした文献のうち、著書として公刊されているもののみを紹介する。Jean Gay (1986), *L'Amélioration de l'existence à Paris sous le règne de Napoléon III*, Librairie Champion (Paris). Jacques Lucan (1992), *Eau et Gaz à tous les étages (Paris, 100 ans de logement)*, Editions du Pavillon de l' Arsenal (Paris) / Editions Picard (Paris).

Jean des Cars et Pierre Pinon (1991), Paris-Haussmann, Éditions du Pavillon de l' Arsenal (Paris) / Éditions Picard (Paris). François Loyer (1988), Paris, Nineteenth Century. Irene A. Earls (1991), Napoléon III, L'Architecte et l'Urbaniste de Paris, Centre d' Études Napoléoniennes (Levallois). Anthony Sutcliffe (1993), Paris: An Architectural History, Yale University Press (New Haven and London). Pierre Pinon (1989) (sous la direction de), Les Traversées de Paris (Deux siècles de révolutions dans la ville), Éditions du Moniteur (Paris) / La Grande Halle-la Villette (Paris). David Van Zanten (1994), Building Paris: Architectural Institutions and the Transformation of the French Capital, 1830-1870, Cambridge University Press.

また、不動産市場と政府、銀行、不動産・建設会社との関係を長期の視点から詳細に論じたものとして、次の研究がある。Michel Lescure (1982), Les Banques, l'Etat et le Marché Immobilier en France à l'époque contemporaine 1820-1940, Éditions de l'École des Hautes Études en Sciences Sociales (Paris). Christian Topalov (1987), Le logement en France (Histoire d'une marchandise impossible), Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques (Paris). Jean-Pierre Allinne (1983), Banquiers et Bâisseurs (un siècle de Crédit Foncier 1852-1940), Éditions du CNRS (Paris).

これらの研究に加え、次の二点も注目に値する。第一は、Pierre Lavedanのフランス都市計画史 Histoire de l'Urbanisme (初版1975年、Hachette社) 旧版が、70年代以降の都市状況の変化を対象とする Jean Bastié の論考を補って増補版として出版されたこと (1993) である。第二は、Félix et Louis Lazare の古典的な作品、Dictionnaire administratif et historique des rues et monuments de Paris (1855) が、Michel Fleury の序文を付して復刻されたこと (1994) <Maison neuve et Larose (Paris)> である。最後に、David

P. Jordan (1995) によるオスマンの伝記 Transforming Paris: The Life and Labors of Baron Haussmann. を忘れてはなるまい。本書は、オスマンという人物に焦点を絞ったまとまった伝記として、前掲のジャン・デ・カールの作品 (1978) 以来、およそ20年ぶりのものである。特に地方官僚時代のオスマンの足跡を豊富な一次資料によって活写している。

- 12) 第2条第3節の解釈について、筆者は、かつて著した論稿のなかで、これを、当局による隣接地主への残地の転売を認めたものとの立場を示していた。前掲拙稿 (1987) 「フランスにおける都市計画の形成—1850年ムラン法の成立を中心に—」、P.518。しかしながら、本稿ではこうした解釈を改め、この規定が、残地の取用に加え、それに隣接する不動産の取用をも企図したものであることを再確認した。
- 13) 超過取用および地帯取用というふたつの概念について、筆者はすでに著した論稿のなかで、必ずしも明確に峻別して用いてはこなかった。しかし、後述するように、1840年代の行政当局、市議会議員らの発言をてがかりにすれば、そこには、上記ふたつの概念の使い分けが窺われる。この点は、大規模な取用を期待する事業者の利害、所有権の保護に慎重であろうとする行政、どこまでが可能かを模索する議員、各主体の思惑の相違を把握するために、また、40年代当時の議論と1852年デクレが切り開いた視界とを区別するために重要であると思われる。概念の異同を捉える上で、東京市政調査会 (1926) 『地帯取用』 (市政調査資料 第9号) を参照。同書によれば、超過取用とは、「(広義の) 地帯取用のひとつの場合であり、その意味は地帯取用よりも遙かに狭小である」とする。すなわち、超過取用とは、「実際に必要とする取用の範囲を明確に知りながら、その剰余部分を売却もしくは貸与することを目的として、必要なるよりも以上の土地を取用すること」であり、「他の土地取用に付随して初めて行われる土地取用」を意味する。これに対して、狭義の地帯取用は建築敷地を造成するための「独立して行なう土地取用」であると定義される。したがって、ただ単に

収用面積が問題になるのではなく、その目的も問題となる。同書は地帯収用の具体例として4つの事例をあげる。すなわち、①残地整理の場合、②都市計画その他の公共事業を保護して、その効用を完全にしようとする場合、③不衛生地区を改修する場合、④財政的に利益を獲得しようとする場合、の4例である。これらのうち、③以外は超過収用とも呼び得ると指摘している。

1852年デクレの場合、特に第2条第3節を念頭におくと、残地の整理を主眼とする超過収用とは別に、街区の衛生確保という見地から付近一帯の地帯収用をも認めたものとの解釈が成り立つ。

- 14) 1852年デクレの理解と解釈に際して、以下の論文および学位論文を参照した。Michel Lacave (1980), *Stratégies d'expropriation et Haussmannisation: L'exemple de Montpellier*, *Annales (Economies Sociétés Civilisations)*, 35e Année-no.5, pp.1011-1025. Michaël Darin, *L'urbanisme de la deuxième moitié du XIX siècle et la ville préexistante (La grande percée - Étude des transformations morphologiques)*, Thèse de troisième cycle, EHESS, pp.72-73. Michaël Darin (1994), *La rue de Strasbourg à Nantes*, *Revue de l'Art*, no.106, pp.59-66.
- 15) Augustin Chevalier (1850), *Ville de Paris. Du déplacement de la population, de ses causes, de ses effets, des mesures à prendre pour y mettre en terme*, フランス国立図書館所蔵 (Lk<sup>7</sup>・6703), pp.4-10.
- 16) J.S.Lanquetin (1842), *Ville de Paris. Question du déplacement de la population, état des études sur cette question*, フランス国立図書館所蔵 (Lk<sup>7</sup>・6681).

なお、中心部の衰退と中央市場の移転問題をめぐるパリ市議会の対応については、Pierre Lavedanの編集による(1969) *La question du déplacement de Paris et du transfert des halles au conseil municipal sous la Monarchie de juillet*, *Ville de Paris: Commission des Travaux Historiques* がある。ここにランクタンの意見書が二点(ひとつは1840年4月30日付けのもの。今ひとつは1841

年3月20日付けのもの。) 転載されており、本稿でも参考資料とした。しかし、本稿が用いた1842年4月15日付けの意見書は含まれていない。

- 17) J.S.Lanquetin, *ibid* (1842), pp.2-5.
- 18) J.S.Lanquetin, *ibid* (1842), pp.16-17.
- 19) 中心部の混乱状況、そこでの貧民の生活実態、コレラ流行の際の高い死亡率等については以下の文献を参照。Louis Chevalier (1958), *Classes laborieuses et Classes dangereuses*. 本書には喜安朗、木下賢一、相良匡俊の三氏による優れた翻訳があり、合わせて参照した。『労働階級と危険な階級』(みすず書房、1993)。1860年以前のパリ市全12区の行政区域と、街区ごとに異なる人口密度、住宅問題の深刻さなどについては、同書の注表および巻末地図が示唆に富んでいる。合わせて、喜安朗(1982)『パリの聖月曜日』(平凡社)、pp.138-149.を参照。
- 20) J.S.Lanquetin, *ibid*(1842), p.13. J.S.Lanquetin, *Observation sur un travail de l'administration municipale de Paris, intitulé Études sur les halles, 1841, 1e 20 mars*, フランス国立図書館所蔵 (Vp.15486), pp.13-15.
- 21) J.S.Lanquetin, *ibid* (1842), p.27. ランクタンはここで、“exproprier des zones en dehors du trace des rues” という表現を用いて、これを否定している。
- 22) F. Loyer, *op.cit.*, pp.124-125.

この点に関連して、行政当局が1840年代当初からパリの街路網の在り方を再検討し始めていることが注目される。しかし同時に、行政当局の計画案が反論を惹起していたことも看過できない。

かつてセーヌ県議会議員であり、当時、民間建造物委員会所属の視察官でもあったグリヨンは、1848年8月、こうした行政側の計画案についての私見を内務大臣の要請でこの委員会に上書している。その中で、フランス革命期の「芸術家委員会」によるパリ改造構想をも参照しつつ当局の計画案を批判し、実現可能性をより重視した、既存の街路網を可能な限り生かす計画案を披瀝している点が興味深い。また、セーヌの両岸を結ぶ21本の橋について、そのうち9本が依然として通行税を徴

収する有料制のもとにあること、しかもその多くが貧民地区相互を結ぶ交通手段となっていることに注目し、それが不平等な税負担と交通の障害の大きな要因となっていると批判している。彼は、かつてランクタンと同じく、内務大臣レミュザの主宰する中心部衰退問題に関する政府委員会の委員のひとりでもあった。なお、この意見書は、パリで最も古い事業家カルゥ、建築家で元セーヌ県計画部長、パリ地図集の制作者であるジャクベとの連名によるもので、1843年春以降、順次パリ市報に掲載された後、内務大臣の求めに応じて民間建造物委員会に提出されたものと思われる。

Grillon, G. Callou, Th. Jacobbet (1848), *Études d'un nouveau système d'alignements et de percements de voies publiques faites en 1840 et 1841*, フランス国立図書館所蔵 (Vp. 4651).

23) F. Loyer, *ibid*, p.108.

24) このプロセスについては、以下に詳しい。

Félix et Louis Lazare (1855), *Dictionnaire administratif et historique des rues et monuments de Paris*, pp.325-327.

25) 当時の行政が1852年デクレをどのように評価していたかについては、下記の資料を参照。

*Revue générale de l'Architecture et des travaux publics* (1854), 12e volume. *La Revue municipale* (1854), Numéro. 150, pp.1253-1255. *Ibid* (1855), Numéro. 176, p.1523. いずれもパリ歴史図書館所蔵

26) *La Revue municipale* (1855), Numéro. 164, pp.1389-1391. この論稿の寄稿者ルイ・ラザールは、家賃の上昇について、1847年当時で年1000フランの賃貸住宅が、今や1500、1600、1800フランにまでなっていると指摘している。また、この状況が続くならば、家賃を滞納することなくパリの治安と地主の利益に寄与してきた社会階層がやがてはパリを見捨てるだろうと、そして、彼らにとってかわるのは、地方での生活に目的を見いだせず、職を求めて、より広大な地平 (*un horizon plus vaste*) を求めてパリにのぼってくる地方出身者と、青白き外国人だと警告を発している。ラ

ザールによれば、いわば「地方諸県のすべての都市が、その不純物をパリへと導く下水道をもっていた」のである。

また公用収用の対象となる地主に対して、収用補償額の決定に際して陪審員から有利な決定を引き出し得るような人脈を行政にもつことをちらつかせ、地主にかかわって交渉を引き受け、抜け目なく成功報酬をえることを仕事にした「勧誘員」(*Les racoleurs*) たちが跋扈していた事実も、すでに1855年に指摘されている。*Ibid* (1855), Numéro. 165, pp.1398-1399.

後に、マキシム・デュ・カンも、弁護士のなかにこの種の仕事を生業とする者がいたことを指摘し、彼らを「パリ市の金庫からごっそりと金品を奪う一種の不正相場師だった」として、その手口を詳細に論じている。*Maxime Du Camp* (1875), *Paris, ses organes, ses fonctions et sa vie dans la seconde moitié du XIXe siècle*, Troisième édition. Tome 6, Librairie Hachette (Paris), pp.255-257. この部分はW・ベンヤミンが注目し、覚え書のなかに残している。前掲『パサージュ論 1』, pp.209-210.を参照。

27) *La Revue municipale* (1855), Numéro.166, pp.1405-1411.

28) マルゼルブ大通りは、パリの市街地を北西方向へとさらに拡張する幹線道路として、また、モンソー公園との接続、新たな富裕階層向けの街区の形成が意図された点で、全街路網計画のなかでも最も注目すべき計画のひとつである。第一帝政期に、マドレーヌ寺院につながるロワイヤル街からマドレーヌ街にかけて部分的な街路の建設が試みられたが、この付近と、その後、復古王政期のセーヌ県知事シャプロルのもとで開かれたマルゼルブ街(今日のジェネラル・フォア街)との間には、「小ポーランド地区」と呼ばれる街区が広がっていたにすぎない。しかし、7月王政期にかけて、漸次ブルジョア地区が形成されていった。A・モリゼ(1932)は、当時のブルジョア地区を形成する街路として、ヴィル・レヴェック街、マドレーヌ街、ラヴォワジエ街の存在を指摘し、その17の屋敷の収用が難航したことに言及している。A・Morizet

(1932), op.cit., pp.215-221.

なお、部分図の図9-2と図9-3のオリジナルは、本来一枚の図面として作成されているものである。Boulevard de Malesherbes (1854), partie comprise entre la place de la Madeleine et la rue d'Anjou Saint-Honoré. (Bibliothèque Historique de la Ville de Paris, Carte et Plans, Expropriation, 285.)

- 29) この点について最近、宮下志朗氏の興味深い論稿に接し、新たな示唆を得たことをお断わりしたい。宮下志朗 (1996.1) 「期待の地平をあけること—ゾラ『居酒屋』を読む」(『みすず』、418号、pp.113-134)。前述のルイ・ラザールの指摘のごとく(注記26参照)、地方出身者にとって、パリは「より広大な地平」という夢に満ちた都会ではあった。しかし、彼らが現実手にしたのは、「期待の地平」が広々と開くことを執拗に阻む「貧困と汚染の場末町」(p.133)の生活にほかならなかった。
- 30) L・ベネヴォロは、オスマンの行政手法、都市計画手法にふれて、次のようにその本質をついていく。「彼はまさに皇帝の支持があったからこそ、つねに彼の施策を政治的な見地から決定することを退け、客観的・必要にもとづく技術的、行政的な行為としてそれを提示することができたのであった。…それはまた都市計画上の決定はすべて技術上、行政上の問題に還元することができるという強い確信の表明でもあった。…かくしてオスマンは、独断的な決定を下さないことを旨とする新しい専門職としての都市計画家を確立した。つまり彼は新しい支配階級の意を受けてその都市計画業務を行なったのである。」、L・ベネヴォロ (1976) 『近代都市計画の起源』(横川 正訳、鹿島出版会)、p.183-184。Leonardo Benevolo (1967), *The origins of modern town planning* (translated by Judith Landry), pp.134-135.
- 「新しい専門職としての都市計画家」というベネヴォロの指摘に関連して留意すべきことは、理工科学校 (École polytechnique) や土木学校 (École des ponts et chaussées) で高等教育を受け、土木公団の一員となった多くのエリート技

術官僚が、第二帝政期のパリ改造に大きく貢献していることである。これ以前のパリ市の土木部に席を置いていた土木公団の技師は、わずかに2名を数えるのみであった。Bruno Belhoste (1994), *Le Paris des Polytechniciens, Délégation à l'Action artistique de la ville de Paris* (Paris), pp.155-173. 彼らは「一般の利益」の追求と都市の近代化への使命感をもって改造に献身したが、ベネヴォロは、まさにこの使命感と社会との距離、その乖離を問題にしているとみるべきであろう。土木公団の技師たちの経済思想の特質については、栗田啓子氏の労作を参照した。栗田啓子 (1992) 『エンジニア・エコノミスト フランス公共経済学の成立』(東京大学出版会)。同 (1994.1) 「祖国への貢献 19世紀フランス土木公団のエンジニア・エコノミスト」(UP, NO.255) を合わせて参照。また、当時の技師たちの専門誌として、新しい発想にもとづく設計や技術、また外国の事例を紹介すると同時に、パリ改造の進捗状況をも詳細に報告した雑誌に、セザール・ダリが編集主幹を務めた *Revue générale de l'Architecture et des travaux publics* がある。この雑誌が技師や建築家たちに与えた影響力の大きさについては、Marc Saboya (1991), *Presse et Architecture au XIXe siècle*, Picard (Paris), pp.73-103. を参照。

#### 参 考 文 献

- ※ 本稿の主題に関連して、基本的で、かつ現在比較的手が容易とおもわれる文献のみを列挙する。
- 1) ヴァルター・ベンヤミン (1993) 『パサージュ論 1—パリの原風景』岩波書店
  - 2) ルイ・シュパリエ (1993) 『労働階級と危険な階級』みすず書房
  - 3) David P. Jordan (1995), *Transforming Paris <The Life and Labors of Baron Haussmann>*, The Free Press (New York), 455pp.
  - 4) François Loyer (1988), *Paris nineteenth century <Architecture and Urbanisme>*, Abbeville Press (New York), 478pp. なお、本書は、Paris

XIXe siècle: l'immeuble et la rue (1988, Editions Hazan-Paris) の英訳である。

- 5) Patrice de Moncan et Christian Mahout (1991), *Le Paris du Baron Haussmann* (Paris sous le Second Empire), Editions Seesam-Rci (Paris), 415pp.

**Key Words (キー・ワード)**

**Modern City Planning (近代都市計画), Rebuilding of Paris (パリ都市改造), Napoléon III (ナポレオン3世), Haussmann (オスマン), Expropriation (公用収用)**

## Modern City Planning and the Rebuilding of Paris

Masami Hagai\*

\*Faculty of Law, Niigata University

*Comprehensive Urban Studies* , No.58, 1996, pp.73-96

The year 1991 was memorable in the long history of city planning in France because exactly one century had passed since the death of G.E.Haussmann. He played a leading role in the rebuilding of Paris under the Second Empire as Prefect of Seine. Its various and ample results are reflected in the lay-out of well-organized streets, homogeneous buildings, improved parks or squares, and sewer systems, etc. They function as the most basic infrastructure of Paris and the region Ile de France even today. In recent years, the various research studies have been published successively in France, England and the United States. Broadly speaking, they propose reconsideration of the rebuilding of Paris by resetting it in the long process of change and growth of French cities, their urban societies and the legal or administrative framework from 19th century to today.

The first object of this article is to grasp the characteristics of the above-mentioned recent studies. The second is to reconsider the historical meanings of the very important Decree on 26 march 1852 which invested the administration authority to expropriate the land including streets on a large scale. Especially, I will attempt to trace the original ideas of this decree to the urban problems and the arguments about them in the 1840s.

Based on these works, I will discuss the meanings of modern city planning.